

令和7年度 第5回三重地方最低賃金審議会議事録

1 開催日時 令和7年10月23日(木) 9時55分～10時20分

2 開催場所 津市島崎町327-1 津公共職業安定所 2階共用会議室

3 出席委員

公益代表	恒岡 純子	西川 昇吾	松下奈美子	向山 富雄	
労働者代表	石田 司郎	佐橋 洋一	廣瀬 純子	前田 良彦	宮端 整吾
使用者代表	大西 宏弥	栗須百合香	中村 和仁	松井 寿人	山本 正仁

4 議題

- (1) 三重県特定(産業別)最低賃金の改正決定等について(答申)
- (2) その他

5 開 会
(室長補佐)

只今から令和7年度第5回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

まず、出席委員の確認についてでございますが、公益代表委員の前田委員から欠席の御連絡をいただいております。

また本日は、三重地方最低賃金審議会運営規程第4条第1項に規定するテレビ会議システムを利用して、労働者代表委員の石田委員が出席されています。石田委員、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たし、有効に成立していることを御報告させていただきます。

それでは、これより議事に入りますが、議事進行は運営規程により会長に行ってくださいことになっておりますので、西川会長、よろしくお願いいたします。

6 議 事

- (1) 三重県特定(産業別)最低賃金の改正決定等について(答申)

(会 長)

皆様、おはようございます。

(皆)

おはようございます。

(会 長)

本日もお忙しい中を本審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

先日来、特定（産業別）最低賃金の専門部会を開催いたしておりますが、大変熱心な御審議をいただけてきたところでございます。

本審の委員の皆様にも専門部会に携わっていただいた方が沢山いらっしゃいます。本日は、その結果を受けまして答申を出すという非常に重要な審議会でございますので御審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

では、只今から令和7年度第5回三重地方最低賃金審議会を開催いたします。

先ず、資料が配布されておりますので、事務局の方から、順次説明をお願いいたします。

（室 長）

御手元に資料をお配りさせていただいておりますので、説明させていただきます。

この度、労働者代表委員の片山委員が辞職され、推薦公示を経て、宮端委員を任命いたしました。御手元の資料1「三重地方最低賃金審議会第54期委員名簿」を御覧ください。それでは宮端委員、一言御挨拶よろしくをお願いいたします。

（宮端委員）

改めましておはようございます。

（ 皆 ）

おはようございます。

（宮端委員）

片山に替わり、自動車総連三重地協で議長を仰せつかっております宮端です。よろしくをお願いいたします。

先程、会長からもありましたように輸送用機械器具製造業の専門部会でも様々な議論をさせていただきました。本日もどうぞよろしくお願い致します。

（室 長）

ありがとうございました。

資料2でございますが、昨年度と今年度の2業種の特定（産業別）最低賃金審議の経過の一覧を入れさせていただいておりますので、御覧いただきたく存じます。

経過といたしましては、申出書受理日、必要性の諮問日、金額改正の諮問日、本年度の各専門部会の開催日、専門部会の結審日・報告日、本審答申日という順に並べさせていただいております。

資料3として各専門部会の報告書の写しを付けてございますので、御覧ください。

資料4でございます。10月1日に厚生労働省本省から、中央府省庁、都道府県、各業界団体本部等に対し、こちらの資料にて、各種賃上げ支援施策の周知・広報、労務費の適切な転嫁について協力依頼を行っております。

3種類の資料ですが、1ページから6ページまでが、現在、中小企業・小規模事業者に対する支援施策の周知・活用促進のために作成配布しております資料でございます。

業務改善助成金、ものづくり補助金、IT導入補助金、中小企業省力化投資補助金（一般型）については、令和7年9月5日から、生産性向上の支援策の強化の一

貫として、対象の拡大、要件緩和等の措置を講じております。

7 ページ、8 ページが、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の資料でございます。

最後の 2 枚でございますが、令和 7 年 4 月 19 日閣議決定されました「令和 7 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づき公共事業を受注した中小企業が最低賃金を履行確保できるよう配慮を要請するものでございます。

三重労働局におきましては、御覧のとおり、10 月 1 日付けで三重県及び県内市町に対し、公共事業を受注した中小企業が最低賃金を履行確保できるよう配慮を要請したことを報告いたします。以上でございます。

(会 長)

ありがとうございます。

では、議題(1)の「三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定等について」の審議の進め方でございますが、先ず、各専門部会における金額改正の審議経過等を簡単に部会長から御報告していただきまして、その後、個別に審議し結論を出していくというようなことで進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

(会 長)

では、特に御異議がないようですので、そのような形式で進めてまいります。

【① 電線・ケーブル製造業】

(会 長)

まず、電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会の審議経過等について私から御報告をいたします。

(西川部会長)

9 月 18 日の合同部会の後、9 月 30 日、10 月 3 日と計 3 回の専門部会を開催いたしまして、委員の皆様は熱心に金額検討をいただきました。その結果、全会一致で 64 円引上げの時間額 1,097 円となりました。これにて御報告いたします。

(会 長)

電線・ケーブル製造業最低賃金は、専門部会におきまして、資料 3 の 1 枚目の報告書のとおり、金額改正が結審されました。

この報告書の内容について、御意見・御質問等はありませんでしょうか。

特に、御意見・御質問がないようですので、電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会の報告書の内容により答申を行うこととしてよろしいかどうか、只今から採決を取らせていただきたく存じます。

賛成の方は挙手をお願いします。

(公益 3 名、労側 5 名、使側 5 名) 計 賛成 13 名

反対の方はいらっしゃいますでしょうか。

採決の結果、全会一致につき、この報告書の内容で答申をいたしたく存じます。

【② 輸送用機械器具製造業】

(会 長)

輸送用機械器具製造業専門部会におけます審議経過等について、今日は前田部長が欠席でございますので、恒岡部長代理から御報告をお願いしたく存じます。

(恒岡部長代理)

それでは、輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会におけます審議経過等について御報告させていただきます。

9月18日の合同部会の後、10月2日、8日、16日と計4回の専門部会を開催し、熱心に金額検討をいただきました。その結果、全会一致で64円引上げの時間額1,111円となりましたことを御報告させていただきます。ありがとうございます。

(会 長)

ありがとうございます。

輸送用機械器具製造業最低賃金は、専門部会において、資料3の2枚目の報告書のとおり、金額改正が結審されてございます。

この報告書の内容について、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

特に、御意見・御質問が無いようでございますので、輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会の報告書の内容によりまして答申を行うこととしてよろしいか、只今から採決を取りたく存じます。

賛成の方は挙手をお願いします。

(公益 3 名、労側 5 名、使側 5 名) 計 賛成 13 名

反対の方はいらっしゃいませんか。

採決の結果、全会一致につき、この報告書の内容で答申をさせていただきます。

ありがとうございました。

では、各部会の報告書は、これで全て出そろいましたので、事務局の方で答申文(案)の御用意をお願いします。

(室 長)

はい、承知しました。

— 答申文(案)配付 —

(会 長)

皆様の御手元に2業種の特定(産業別)最低賃金の改正決定に係る答申文(案)が届きましたので、これについて、一括して決定することにしたいと思います。事務局の方で御説明等よろしくお願いいたします。

(室 長)

今回の答申文(案)につきまして、全部で2業種に係る答申文(案)をお配りさせていただきました。

読み上げは時間の都合により、電線・ケーブル製造業のみにさせていただきます存じます。

— 室長 「答申文(案)」を朗読 —

(会 長)

只今、事務局の読み上げは、電線・ケーブル製造業に限らせていただきましたが、同様の内容がもう1業種ございますので、それぞれ御覧をいただきまして、この2業種の答申について御意見・御質問を伺いたく存じます。いかかでございますでしょうか。

それでは、特に御意見もないようでございますので、答申文(案)のとおり答申をさせていただくことで御異議ございませんでしょうか。

— 「異議なし」の声あり —

(会 長)

異議なしとの御発言をいただきました。ありがとうございます。

皆さまの御賛同が得られましたので、この答申文(案)の(案)を取り、局長の方に答申いたします。

— 会長から局長に答申文を手交 —

(会 長)

只今、局長の方に答申文をお渡しいたしました。

局長から御言葉をいただきました。よろしいでしょうか。局長よろしく願いします。

(局 長)

本日は、お忙しい中、第5回三重地方最低賃金審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

只今、2業種に係る特定最低金額改正に係る答申をいただきました。

9月2日に金額改正の諮問をさせていただきました。その後、業種別の専門部会におきまして、慎重に御審議を重ねていただいたとお伺いしております。

厳しい経済情勢の中、各委員の皆様がそれぞれの御立場で御苦勞された結果であると考えております。

西川会長をはじめ公労使委員の皆様には多大な御尽力を賜りまして、改めて深く

感謝を申し上げる次第でございます。

こちらにつきましては、所要の事務手続き等を経て、12月21日からの効力発生に向けて処理を進めてまいりたいとこのように思います。

今後は、周知・広報に努めてまいります。既に、地域別最低賃金の周知は取組んでいるところでございます。時間額1,087円、11月21日発効ということでございます。

今年は、例年以上に予算を増額いたしまして、テレビ、ラジオ、新聞などにも広くいつも以上に掲載をさせていただき、広報をさせていただいております。皆様のお目に留まれば幸いです。

誠にありがとうございました。

(会長)

局長、どうもありがとうございました。

では、最後に労使の代表の委員の方から御意見をいただければと存じます。

まず、使側の代表委員からいかかでございますでしょうか。

(中村委員)

使側を代表いたしまして、私の方からお話させていただきたいと思います。

先程来ありましたように、今年度の特賃の方は、2業種の専門部会全て終了いたしまして、只今、2業種とも全会一致となる結果となりました。とは言いながら、その経緯というのは、それぞれ異なっているのかなと思っております。

既に局長の方からもございましたが、地賃の方は来月の21日から発効されるということで、本当に大きな64円アップの1,087円となりますが、去年を超える大幅な引き上げと。当県だけではありませんが、今年特に、全国的に特賃が埋没する状況が多くなっているのかなというふうに思っております。

その中で、やはり議論になっているのが、特賃自体の在り方、これは昨年もお話をさせていただいたかなと思いますけれども、この特賃自体の在り方、いよいよ検討をしていく必要があるのかなと感じております。今年は、他県の状況を見てみましても、議論の中で地域別最低賃金というのが、その役割を十分に果たしているんじゃないか。現在において特賃の必要性が薄いというお話であるとか。今後は地域別最低賃金に一本化する時期ではないのかという旨の発言も他県では出ているというように聞いております。

各業種において議論をする中で、各業種における他産業との優位性というのも今回のお話にも出ておりましたが、人手不足における、少しでも良い人材を確保したいという観点の議論もありました。

実際、私も専門部会に出させていただきまして、議論の中で例年以上に、とはいっても、私は電線・ケーブルでしたが、建設的な議論をさせていただいたのかなと感じております。

その一方で、毎年申し上げるかと思うんですけれども、特賃のところでいつも資料をいただく中で、各業種のヒアリング、中小企業のヒアリングがあるかと思うん

ですけれども、中小零細事業者の切実な厳しい状況というのは最大限考慮をして我々は毎年議論、今年も議論させていただいたのかというふうに思っています。

いずれにしても、本日これで結審となって、12月21日の発効ということでございますが、限られた時間ではあります、対象の事業者はこの金額で対応できるように我々も努力をしていきたいと考えておりますが、すみません、労働局さんには、引き続き中小企業・小規模事業者への十分な配慮、対応をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(会 長)

ありがとうございました。

では、労側代表委員の方如何でございますでしょうか。

(廣瀬委員)

労側を代表いたしまして、私の方から意見を述べさせていただきます。

本当にこの審議にあたっていただきました皆様には、御尽力をいただきまして、ありがとうございます。

今回の結果ですね、こちらの方が数年ぶりに、地賃上昇額と差がない結果、それが全会一致の白丸であったというのが、本当に数年ぶりの大きな前進であったのではないかと考えております。こちらの方、公労使の皆様真摯に議論をしていただいた結果ではないかというふうに思っております。

しかし、今、中村委員からもございましたけれども、特定最賃の意義についてに関しては、大きな隔たりがあったのかなと思っております。こちら労働者側としまして、やはり専門的な技能を有する労働者の確保であったり、産業の発展、未来への投資であったりという考え方に対しまして、使用者側の皆さんにとっては、中小企業の方のヒアリングを基にしたという現在の経営状況であったり、その辺の隔たりがなかなか平行線をたどったのではないかなと考えております。

しかし、特定最賃につきましては、産業の優位性の確保という大きな役割がありますので、来年度は、また改めて原点に立ち返って、労使が審議を行うことが、今後の課題ではないかというふうに考えています。

また、今年は、4業種の申出を行っていただきましたが、2業種につきましては、審議の必要性なしとなってしまいました。今年、地賃の上昇が大きかった関係で、埋没した特賃が他県でも多かったと思うんですけれども、一度埋没したからと言って次年度も自動的に必要性なしという結果を導き出すのではなく、その時点の客観的なデータに基づいて合理的な判断をしていくことが必要ではないかと考えております。次年度に向けてのお願いをさせていただいて、私からの意見とさせていただきます。ありがとうございます。

(会 長)

ありがとうございました。

最後に改めて私の方から御挨拶をしたく存じます。

まずは、皆様、7月から始まった本審議会、大変厳しい状況の下、また、それぞ

れの御立場がある中、熱心にかつ時間を重ねて御審議をいただきましたこと、深く感謝申し上げます。

本日の結審のとおり、昨年に引き続きまして2業種とも全会一致で、廣瀬委員からもお話があったとおり結論を得ることができました。これは、本当に我々の三重県の将来に亘る労使関係にとって、大変大きな意味があるのではないかと私は感じております。

また、本日は御欠席でありますけれども、前田部会長と二つの専門部会で部会長代理を務めていただきました恒岡委員、とりわけ御苦勞をいただいたことと存じます。ありがとうございました。

何はともあれ、これによりまして私達委員に課せられておりました答申を出すという任務を全て果たすことができました。これは本当に皆様の御理解と御協力によるところであると考えております。

改めて、皆様、本当にありがとうございました。

(2) その他

(会 長)

では、その他について事務局から何かございますでしょうか。

(室 長)

はい、次回第6回最低賃金審議会の日程等についてでございます。

先程、答申をいただきましたので、これを受け「特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る意見に関する公示を最低賃金法第15条第3項に基づき、本日から11月7日金曜日までを公示期間として掲示させていただきます。

その結果、特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出が提出された場合は、その申出について審議会に諮問を行い、意見を求めなければならないことになっておりますので、11月10日月曜日の午前10時30分から異議審の開催を予定したく存じます。

従来、異議はないようですが、もしあった場合に備えて、最低限の定足数を満たす必要がございます。委員の総数の3分の2以上、又は、公労使委員の各3分の1以上出席していただかないと審議会が成立しませんので、お忙しいとは存じますが、調整の方を何卒よろしくお願いいたします。

異議申出が提出されなかった場合は、審議会を開く必要はございませんので、中止とさせていただき、11月7日金曜日の午後4時頃に、事務局より電話又は電子メールで御連絡をさせていただきたく存じます。

異議審が中止となりますと、次回は、来年度の特定（産業別）最低賃金の申出の取扱いについて等を議題としまして、来年2月13日11時に最低賃金審議会の開催を予定しておりますので、日程調整の程、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(会 長)

では、以上をもちまして本日予定をしておりました議題は全て終了でございます。

異議申出がございましたら、11月10日月曜日の午前10時30分にもう一度お集まりいただきます。日程の確保、室長の方からありましたとおりにお願いいたします。異議申出がない場合には、本日が今年最後の最低賃金審議会でございます。

この一年間、皆様方の御協力に感謝申し上げます、審議会を終了いたします。

ありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

(会 長)

テレビ会議システム利用の石田委員、本日はお疲れ様でございました。ありがとうございました。

以上